

## 東浦町【提案募集型】ネーミングライツ・パートナー募集要項

東浦町では、自主財源確保の観点から施設を有効活用し、得られた収入をその維持経費に充當することを目的に、町の所有する施設に愛称（事業者名又はブランド名等）を付けることができる権利（以下、「ネーミングライツ」という。）を取得する事業者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集しています。

東浦町が施設を選定して募集する「公募型」に加えて、「提案募集型」や東浦町が主催する行事での募集も開始しました。

### 1 募集概要

#### (1) 対象施設等、付与期間及びネーミングライツ料

##### ア 対象施設等

###### (ア) 公共施設

町が所有する施設で、施設全体のほか、対象施設内的一部施設のみ（建物、グラウンド、道路の一部区間など）も対象とします。

ただし、施設の性質から愛称を付すことが適当ではない施設は除きます。

（例）役場庁舎、学校、保育園、保健センター等

###### (イ) 行事

町が主催する行事、大会、講座等

ただし、施設の性質から愛称を付すことが適当ではない施設は除きます。

（例）選挙イベント等

実行委員会等が主催する行事については、各主催者にて判断することになります。

※ 複数の公共施設・行事への提案も可能です。

##### イ 付与期間

###### (ア) 公共施設

原則として5年

###### (イ) 行事

一連の事業が完了するまでの期間とし、単年度を原則とします。

複数年度に渡る契約も可能ですが、次年度以降の実施については、予算の確保状況及び事業の継続性を踏まえ、年度ごとに契約内容を見直す場合があります。

※1 期間内の愛称変更は、できません。

※2 愛称の使用開始日は、住民への周知期間や導入準備に要する期間などを踏まえて東浦町及びネーミングライツ・パートナーと協議することとします。

##### ウ ネーミングライツ料（年額）

原則として、自由に設定して提案いただくことができますが、施設等の規模により提案金額の目安を設定しています。具体的には事前相談時にお伝えします。

※ ネーミングライツ料のほか、消費税及び地方消費税相当額が別途必要です。

#### (2) ネーミングライツ・パートナーのメリット

ア 町は、ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、プレスリリースとともに町広報紙及び町ホームページで公表します。

- イ ネーミングライツ料が年額 50 万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含ます。）の場合は、ネーミングライツ・パートナーの希望によりネーミングライツ・パートナー締結式を行います。
- ウ 町広報紙、町ホームページ等における施設名称の記載は、原則として愛称を使用（条例等に基づく施設名称を併記する場合があります。）します。
- エ ネーミングライツ・パートナーは、施設に愛称を標示することができます。また、自社が管理する広報媒体（ホームページ等）でネーミングライツ・パートナーであることを掲載することができます。

### (3) 愛称の条件

- ア 愛称は住民や利用者に親しみやすいものとします。
- イ 次の事項に該当する愛称は使用することができません。
- (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (イ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  - (エ) 政治性又は宗教性のあるもの
  - (オ) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
  - (カ) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

### (4) 費用負担

愛称を標示する費用等の負担区分は次のとおりとします。

区分	町	ネーミングライツ・パートナー
看板等の表示変更 ※1		○
愛称の使用期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や本町ホームページの表示変更 ※2	○	

○は、ネーミングライツ事業に係る区分における費用を負担するものを示しています。

- ※1 新規の看板等の場合は、設置の可否についても協議の上、決定します。また、町有地に新規の看板を設置する場合は、行政財産特別使用料などについてもネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。
- ※2 本町で発行している印刷物については、新規作成分を対象とし、残部数、改訂時期等を勘案し、協議の上、変更時期を決定します。

### (5) ネーミング・パートナーの要件

ネーミングライツ・パートナーとなることができる事業者は、次の事項に該当するものは除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- イ 東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けているもの
- ウ 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの

- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの（更生計画又は再生計画が 裁判所に承認されたものを除く。）
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条 第2項に規定する風俗営業者
- カ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ク 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- ケ 指定管理者制度導入施設である場合は、ネーミングライツ事業を導入した時点の指定管理者の事業目的と競合するもの
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者

## 2 募集期間

隨時

※ 事前相談後に申込みの受理し、審査を行い、優先交渉権者を選定します。

※ 提案から愛称の使用開始まで最短4ヶ月程度を想定しています。（期間については前後あり。）

## 3 応募方法

### （1）事前相談 必ず事前相談の申込をしてください。

#### ア 提出書類

以下の内容を記載した書類（様式任意）1部を行政課契約管財係へ持参してください。

- ・事業者基本情報（企業名、所在地、担当者名、連絡先（電話・メール）、事業概要）
- ・愛称を希望する施設等（複数案可）
- ・愛称案（複数案可）
- ・愛称の理由
- ・希望する付与期間
- ・希望するネーミングライツ料（概算可）

#### イ 事前相談の流れ

##### （ア）事前相談の申込（提出書類の確認・審査）

上記提出書類1部を行政課契約管財係へ提出してください。事業者がネーミングライツ・パートナーの要件を満たしているか審査します。

※ 閉庁時には、受付しませんので開庁日時を確認してください。

##### （イ）事前相談の日程調整

要件を満たしていると判断した場合、事前相談の日程を調整します。

※ 施設等所管課や関係先との調整が必要ですので、書類提出後、数日後に日程調整の連絡をします。

## (エ) 事前相談の実施

行政課契約管財係・施設等所管課・事業者の三者で、愛称案、ネーミングライツ料（概算）、契約期間、広告物の取扱いなど、応募に必要な条件等について協議します。

※ 30～60分程度を想定しています。複数回実施する場合もあります。

## (オ) 相談完了後、応募可能

相談が完了し、条件面で問題がない場合に、正式に応募することができます。

## (2) 応募時

### ア 提出書類

(ア) 東浦町ネーミングライツ事業申込書（様式第1）※<sup>1</sup>

(イ) 事業者の概要を記載した書類（会社案内など）

(ウ) 法人にあっては、法人登記に係る登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し。

ただし、発行後3か月以内のもの

(エ) 直近1事業年度分の決算報告書及び事業報告書

(オ) 直近1事業年度分の国税、県税又は市町村税の納税証明書（団体にあっては、代表者分）※<sup>2</sup>

※1 東浦町行政課契約管財係のページから以下の書類をダウンロードして入手することができます。（<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/>）

・【提案募集型】東浦町ネーミングライツ・パートナー募集要項……（本書）

・東浦町ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）

・東浦町ネーミングライツ事業実施要綱

・東浦町ネーミングライツに関するガイドライン

※2 東浦町に本社がある場合、町税の納税証明書の提出は必要ありません。（町で納税状況の確認を行いますので、東浦町ネーミングライツ事業申込書の同意書欄に署名してください。）

### (イ) 提出部数

原本1部、副本2部

※ 副本は、原本の写し可

### (ウ) 提出方法

持参のみ

### (エ) 提出先

施設等所管課へ提出してください。

※ 閉庁時には、受付しませんので開庁日時を確認してください。

## 4 選定方法

優先交渉権者※の選定をし、選定会議を経て、速やかに応募者に通知します。

※ 応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとして適格であり、かつ有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して町が契約交渉を行うものをいいます。

## 5 契約締結

優先交渉権者と協議を行い、町とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライ

ツに関する契約を締結します。

## 6 契約の解除

契約期間中にネーミングライツ・パートナーの要件を失ったとき又は社会的信用等により町若しくは施設のイメージが損なわれるおそれがあるときなど、ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるときは、町は契約を取り消し、又は解除することができます。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。

## 7 リスク負担

- (1) ネーミングライツ・パートナーが設置した看板等が損傷、汚損等した場合は、ネーミングライツ・パートナーの責任において速やかに復旧するものとします。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じたと場合の賠償責任や、施設に付けた相性が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うものとします。
- (3) その他、特に定めのないリスクが生じた場合は、町とネーミングライツ・パートナーが協議し決定します。

## 8 ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料の支払については、年度ごとに東浦町が発行する納入通知書により、毎年度4月末までに納付することとします。ただし、契約初年度については、東浦町が指定する期日までに納付することとします。なお、支払は一括払いとし、分割して支払うことはできません。

また、感染症等により各施設の利用を町が制限する場合や条例改正等により対象施設の使用料改定や無料施設の有料化等が行われる場合も、ネーミングライツ料は減額しません。

## 9 留意事項

公共施設案内標示板等の色彩やデザインの変更は設置内容によって、東浦町景観条例、愛知県屋外広告物条例及び建築基準法に基づく手続きが別途必要になります。施設等所管課と最終調整し、ネーミングライツ・パートナーが手続きを行うものとします。